

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	介護保険に関する事務
事務の概要	<p>介護保険法に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、介護保険の被保険者管理、受給者台帳、認定、給付実績の管理及び第1号被保険者の賦課管理を行う。また、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)に関する確認 保険料の賦課、徴収の管理 要介護・要支援認定管理 居宅・介護予防サービス計画の届出 福祉用具購入費・住宅改修費その他償還払い及び介護保険高額サービス費等の支給申請 介護保険負担限度額の認定申請 介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付 被保険者の資格記録の管理 被保険者の受給者情報及び給付実績の管理 保険料の未納期間に伴う給付制限</p>
システムの名称	1.介護保険システム 2.国保中央会伝送通信システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険被保険者ファイル (2)介護保険受給者ファイル (3)宛名ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二以下別表第二における情報提供の根拠 情報提供事務 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 情報照会事務 93、94項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	・健康介護課 ・戸籍税務課
所属長	・健康介護課長 落合 均 ・戸籍税務課長 丸山 英幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 戸籍税務課 住民税係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 戸籍税務課 住民税係

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる